

就職や退職などで

国民健康保険に加入・脱退する際は、国保年金課へ2週間以内に届け出をしましょう！

\*詳しくは広報こしがや3月号をご覧になるか、下記へお問い合わせください

☎国保年金課 ☎963-9146

休日・夜間納税相談

▶日時：▷休日納税相談…4月7日(日)・5月5日(祝)、9:00～15:00 ▷夜間納税相談…4月18日(木)、17:15～20:00

▶場所：収納課(本庁舎2階)

▶内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

\*夜間納税相談では窓口納付はできません

☎収納課 ☎963-9142

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ所得の申告のお願い

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方は、収入がない、扶養となっているなどの理由で確定申告や市・県民税の申告をしない方でも、保険税(料)の算定のために所得の申告が必要です。

世帯に一人でも未申告の方がいると、保険税(料)の均等割額の軽減の適用や高額医療費の所得判定ができず、不利益となる場合があります。

☎国保年金課▷国民健康保険に加入の方…☎963-9146、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170

森林環境税(国税)の課税と防災財源確保のための市・県民税均等割の引き上げの終了

森林環境税は、森林整備やその促進に充てるため、令和6年度から国内に住居のある個人に対して課税される国税です。市・県民税均等割と併せて1人当たり年額1,000円が徴収されます。

また、平成26年度から行っていた防災のための施策に要する費用の財源を確保するための市・県民税均等割の引き上げ措置(年額1,000円)は、令和5年度で終了しました。

\*詳しくは、市ホームページを参照

☎市民税課 ☎963-9144

助成対象年齢を35歳に引き下げ！国民健康保険人間ドック検診料助成

▶対象：国民健康保険(令和7年3月31日時点で35歳以上)または、後期高齢者医療制度に加入する、令和6年度に人間ドックを受診した方

▶助成金額：人間ドックの受診に要した費用で1万円を限度とし、1人につき1年度に1回

▶申込み：人間ドックを受診後、令和7年3月31日(月)までに申請書類(窓口で配布、市ホームページから印刷可)を国保年金課窓口へ

☎国保年金課(第二庁舎1階)▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170

国民年金保険料が変わります

国民年金保険料の金額は、国民年金法に基づき定められるもので、年齢・性別・所得に関係なく全国一律の金額となっています。

▶変更時期：令和6年4月分から

▶変更額：下表のとおり

Table with 2 columns: 変更前, 変更後 and 1万6,520円(月額), 1万6,980円(月額)

保険料の納付は納付書のほか、口座振替、クレジットカード決済、スマートフォン決済アプリもご利用になれます。

☎越谷年金事務所 ☎960-1190

固定資産縦覧帳簿の縦覧

市の固定資産税の納税者(免税点未満の方を除く)は、固定資産縦覧帳簿により市内の固定資産の価格を見ることができます。

▶期間：4月1日(月)～5月31日(金)

▶場所：資産税課(本庁舎2階)

▶対象：固定資産税の納税者またはその代理人(所有者が亡くなった場合は相続人)。土地のみ所有している納税者は土地の縦覧帳簿のみ、家屋のみ所有している納税者は家屋の縦覧帳簿のみ縦覧できます

▶費用：無料

▶持ち物：本人確認ができる証明書等(法人の場合は併せて代表者印)。代理人は委任状、相続人は相続人であることを証明する戸籍謄本等が必要

☎資産税課 ☎963-9148

令和6年度分の市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書の交付

令和6年度(令和5年分)の市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書の交付の開始は、下記のとおりです。

・給与から特別徴収(差し引き)の方…5月14日(火)

・普通徴収の方…6月6日(木)

・公的年金から特別徴収の方、コンビニエンスストアで取得する方…6月12日(水)

\*交付の開始までは、令和5年度(令和4年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要か提出先にご確認ください

☎市民税課 ☎963-9144

市・県民税の定額減税(特別控除)

物価高から国民生活を守るため、令和6年度分の市・県民税所得割額から本人および配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円を減税(特別控除)します。

この減税は合計所得金額が1,805万円以下の方が対象となります。また、所得割額が減税額を下回る場合は、所得割額が減税の上限金額となります。

なお、本人の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の方に係る減税分については、令和7年度分の市・県民税所得割額から控除します。

\*詳しくは、市ホームページを参照

☎市民税課 ☎963-9144

介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料について、令和6年度～8年度の介護保険料が変わります。

▶基準額：下表のとおり

Table with 3 columns: 改定前, 改定後, 月額, 年額

また、15段階に分かれている介護保険料段階において、所得による負担割合が変更となり、それに応じて年間保険料額も変わります。詳しくは、市ホームページまたは6月に配布するリーフレットをご覧ください。



☎介護保険課 ☎963-9168

固定資産課税台帳の閲覧

市内の固定資産の所有者(免税点未満の方を含む)は、閲覧制度により課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載された課税台帳の写しを受け取ることができます。縦覧期間中にご自身の資産をご確認ください。

▶期間：通年(開庁日に限る)

▶場所：資産税課(本庁舎2階)、北部・南部出張所

▶対象：固定資産の所有者本人またはその代理人、相続人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)等

▶費用：4月1日(月)～5月31日(金)のみ無料。借地人・借家人は有料

▶持ち物：本人確認ができる証明書等(法人の場合は併せて代表者印)。代理人は委任状、相続人は相続人であることを証明する戸籍謄本等、借地人・借家人は借地・借家契約書が必要

☎資産税課 ☎963-9148

マイナポータルから国民年金の手続きができます

マイナポータルを利用すると、夜間や休日でも24時間国民年金の各種手続きが可能です。窓口に出向く必要がなく、待ち時間もありません。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



▶対象手続き：国民年金加入の届け出、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請等

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004・03-6630-2525(050から始まる電話をご利用の場合)

8月の日曜日の野球場貸し出し抽選

▶対象：「まんまるよやく」に登録している市内のチーム(登録はスポーツ振興課へ)

▶申込み：5月1日(水)～6日(金)に電子申請



☎スポーツ振興課 ☎963-9284

8月の土曜・日曜日、祝日の地域スポーツセンター体育室貸し出し抽選

▶対象：市内在住・在勤・在学の方(高校生以下を除く)

▶申込み：5月1日(水)～10日(金)に電子申請



☎スポーツ振興課 ☎963-9284